

独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における取組

府省名	法人名・取組状況
外務省	<p>(監査結果への対応状況について公表している事例)</p> <p><b>【国際協力機構】</b></p> <p>「平成 22 年度国際協力機構監事監査報告」(23 年 9 月提出)における 31 項目の提言について、機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速に対応し、業務改善等に取り組んだ。具体的な取組としては、随意契約の見直しに係る特命随意契約の妥当性に係る基準を必要とした指摘について、契約類型ごとに特命随意契約を行う際の留意点を整理したガイドラインの作成を進めた。</p> <p>海外での機構の安全管理の精錬化や高度化について、安全対策に係る基本理念を明確にすべき、という指摘に対して、海外安全対策規程に基本理念を追加することとした。さらに、無償資金協力における実施監理に関する海外拠点の関与の方法について、海外拠点への配布を目的とした、「実施監理業務の手引き」において、海外拠点が無償資金協力事業により積極的に関与することを前提に記載の見直しを行った。こうした取組について、「『平成 22 年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について(報告)」を取りまとめ、理事長から監事に提出し、ホームページ上に公開した(24 年 3 月)。</p> <p>(業務実績報告書より)</p>
厚生労働省	<p>(ミッションをブレークダウンして職員レベルで業務計画を策定している事例)</p> <p><b>【福祉医療機構】</b></p> <p>2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保</p> <p>(1) 理事長のリーダーシップ発揮</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、各部における重点目標(部としてなすべき事項)を定めている。また、それを達成すべく各</p>

	<p><u>課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。</u></p> <p>エ 理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への機構としての対応の検討、また、金融庁、民間金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等を実施している。</p> <p style="text-align: right;">（業務実績評価別添資料より）</p>
<p>農林水産省</p>	<p>（監事からの指摘事項を業務改善に活用している事例）</p> <p><b>【農業・食品産業技術総合研究機構】</b></p> <p>（ウ）監事による期中の指摘事項については、以下により対応した。</p> <p>① 「業務の有効性及び効率性」については、機構のミッションの徹底の一環として、職員の研修等でも機構役員が直接講話するようにとの示唆を受け、理事長及び総務担当理事による講話を徹底した。また、<u>研究所等が自主的に導入した業務改善については、効率化のためのベスト・プラクティスとして各研究所に紹介するようにとの指摘を受け、業務日誌入力システムなどについては、業務ソフトの普及を促した。</u>光熱水料予算は実績に基づき積算すべきとの指摘を受け、担当者会議を通じて、予算と実績のきめ細かな検証に基づく管理の徹底を指示したところ、震災対応の電力の節減は全ての拠点で達成したが、一部研究拠点では、水道料等も大幅に節減できた。</p> <p>（オ）内部統制のための法人の長のマネジメントの充実強化への取り組み状況についての監事によるヒアリングは、内部統制の整備の責任が組織の長にあること、組織の長は常に内部統制の有効性の確保に留意する必要があることなどについて、各拠点での具体的な取り組みを事例として対話する方式で実施した。監事からは、内部統制のための法人の長のマネジメントを充実強化するには、理事長・理事など役員のみな</p>

	<p>らず研究拠点の長を含め、①リーダーシップを発揮できる環境の整備、②法人のミッションの役職員への周知徹底、③組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握と対応、④内部統制の現状把握と課題対応計画の作成、について共通認識を持って取り組む必要があるとの所見を得たので、新設した「コンプライアンス委員会」は各研究所等の「コンプライアンス推進委員会」を通じて、組織全体でのコンプライアンスへの取り組み体制を充実するよう要請した。<u>監事からは、今後は、「組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握と対応」及び「内部統制の現状把握と課題対応計画の作成」にも組織的に取り組むよう指摘があったので、労働安全などのリスク領域ごとに対応を充実するよう役員会において徹底した。</u></p> <p style="text-align: right;">（業務実績報告書より）</p> <p>（監査結果について組織内で情報共有している事例）</p> <p><b>【水産総合研究センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行うため、役員、本部部長等及び研究所長等で構成する経営企画会議を3回開催し、運営方針等重要事項の審議、研究所等の業務運営に関する検討等や情報共有を図った。</li> <li>・ <u>監事から理事長へ行われた監事監査の是正・改善等の報告に対して、理事長は必要な改善方策等を監事等へ回答し、関係部署には自ら改善指示を行うとともに、その内容を職員向けウェブ掲示板に掲示し組織全体でリスク認識等の共有を図った。</u></li> <li>・ <u>研究所等における予算執行、契約状況、施設・物品管理等の内部監査を実施（監事監査での指摘事項等のフォローアップを含む）し、リスクの洗い出し・把握とその是正・改善指導を行うとともに、監査結果等の概要は職員向けウェブ掲示板に掲示し情報共有を図った。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">（業務実績報告書より）</p>
国土交通省	<p>（監査結果とその対応状況について組織内で情報共有している事例）</p> <p><b>【建築研究所】</b></p> <p>ウ) 監事監査等によるチェック体制</p> <p style="padding-left: 2em;">建築研究所では、理事長が組織運営のすべてを意思決定し</p>

ていることを踏まえ、監事監査及び監査法人監査が実施されている。監事及び監査法人は、監査結果を理事長に対して文書と口頭でもって報告している。平成 23 年度は監事監査結果の報告が平成 23 年 11 月 1 日と平成 24 年 3 月 27 日に、法人監査結果の報告が平成 23 年 6 月 7 日に行われた。理事長はそれに対する措置状況を迅速に作成し、監事等に回答している。

たとえば、実験棟内に一時保管されたまま長期間利用されていない状況にある研究資料・実験試料等について、基本的に廃棄すべきとの監事による監査結果の報告を受け、直後の所内会議で直ちに廃棄に向けた対応が開始されている。

これら監事監査等の結果及び対応状況は所内会議等を通じて、所内に周知徹底されている。

(業務実績報告書より)